

2018年6月度 なんでも話せる

憲法カフェ



長沼ナイキ裁判

第一審 札幌地裁

福島重雄裁判長

自衛隊違憲判決

「平和的生存権」について考える 9条改憲で平和的生存権はどうなる

日本国憲法前文

われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

- 長沼ナイキ訴訟とは
- 安保法制と平和的生存権
- 横田基地と平和的生存権
- 基本的人権としての平和的生存権

6月16日(土) 午後1時30分～

会場：レストラン・パーチェ

会費：500円(飲み物代含)



会場：レストラン PACE
東大和市奈良橋 5-814-14 新青梅街道・
奈良橋庚申塚交差点そば
042-843-6375
東大和9条の会：担当：安部
連絡先：湖畔 3-916-1 566-4521

2018年6月7日

憲法カフェ参加者の皆様

東大和9条の会事務局

いつもご案内が遅く、申し訳ありません。6月度の憲法カフェのご案内を申し上げます。

公文書の改ざん、嘘の国会答弁、責任を取らない安倍内閣もいまや崖っ淵の状態。国民の支持も下がる一方の状態です。にもかかわらず、過労死を生み出す「働かせ改革」法案の委員会強行採決、障がい年金の打ち切り、農業破壊のTPP強行などなど国民の基本的な人権を破壊する行為はとどまるところを知らない有様で、憲法破壊を内実とした「憲法体制」を既成事実化する(中野晃一上智大教授、6.1集会講演)アベ政治はもうやめてもらわなければならないという声が高まっています。安倍改憲に反対する3000万署名運動も「署名目標達成でアベ政治を終わらせる」(6.1集会小森事務局局長談)倒閣運動へと変わってきた感があります。

そうした中でも、憲法カフェでは、「憲法9条と平和」について、あらためて考えていきたいと思えます。そこで、今回のテーマは「平和的生存権」について考えることといたしました。

いろいろ、忙しい中、また、季節の変わり目で体調を壊す方も多いのですが、土曜のひととき、自由に語り合ってみませんか。奮ってのご参加をお待ち申し上げます。